

【件名】

文化施設指定管理者の募集について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野区の文化3施設は、令和8年3月末をもって現行の指定管理者の指定期間が満了する。令和8年度から新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり事業者を募集する。

1 対象施設

施 設 名	所 在 地
中野区もみじ山文化センター	中野区中野二丁目9番7号
中野区野方区民ホール	中野区野方五丁目3番1号
なかの芸能小劇場	中野区中野五丁目68番7号

2 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3 選定方式

企画提案公募型事業者選定方式

4 指定管理者が行う業務

中野区の文化3施設を運営する指定管理者は、中野区もみじ山文化の森施設条例及び中野区区民ホール及び芸能小劇場条例に基づき、施設の運営・管理に関する業務、文化芸術及び学び（生涯学習）にかかる事業及び情報発信を実施する。

今回の募集にあたっては、アウトリーチをはじめとした魅力ある事業の企画・実施、中野区民や利用者にとって分かりやすくかつ即時性のある情報の発信及びニーズの把握・分析について特に提案を求め、「中野区文化芸術振興基本方針」や次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策に沿った取組を推進する事業者の選定を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年 6月 指定管理者候補者の公募

10月 指定管理者候補者の選定

11月 区議会第4回定例会において指定管理者の指定に関する議案提出

令和8年 4月 指定管理者による業務開始